

福島県有機農業推進計画（第2期）

平成27年3月
福島県農林水産部

目 次

1	策定の趣旨	1
2	推進計画の期間	2
3	有機農業の推進に関する本県の取組経過と国・市町村の動向	2
	(1) 本県における取組経過	
	(2) 国の動向	
	(3) 市町村の動向	
4	有機農業の推進に関する基本的な方針	4
	(1) これまでの推進活動に基づく実績と課題	
	(2) 今後の推進活動に関する基本方針	
5	有機農業の推進に関する施策の展開方向	5
	(1) 応用的技術の実証・確立	
	(2) 有機農業者の確保・育成と実践支援	
	(3) 有機農業経営の安定に向けた販路の確保	
	(4) 有機農業に対する消費者等の理解促進	
	(5) 有機農業推進体制の整備	
	(6) 各地方の実態をふまえた推進	
6	有機農業推進に関する目標と評価	15
	(1) 推進目標	
	(2) 評価	

(参考資料)

福島県における有機農業の現状

有機農業実践者アンケート調査

有機農業の推進に関する法律

有機農業の推進に関する基本的な方針

1 策定の趣旨

環境保全や食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、消費者に信頼され選択される農産物を安定的に供給していくことはもとより、農業が本来有する自然循環機能を発揮させ、安全性の確保や環境への配慮を十分行なうことが重要です。

これまで本県では、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の削減を一体的に行うエコファーマーの取組を促進するとともに有機農業や特別栽培の推進など、「環境と共生する農業」の普及拡大を進めてきました。

特に有機農業は、環境への負荷の低減や、産消提携や都市と農村の交流による地域活性化などが期待されることから、本県では、「環境と共生する農業」の重要な柱と位置づけ、「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」第7条第1項の規定に基づき平成22年3月、『福島県有機農業推進計画』（計画期間：平成22年度～平成26年度）（以下「第1期推進計画」という。）を策定し、有機農業の普及拡大に努めてきました。

しかし、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波（以下「東日本大震災」という。）、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）が発生し、有機農業においても、栽培面積の減少や風評による販売不振など、その影響は甚大なものとなりました。

このような中、第1期推進計画が終期を迎えたこと、国において「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成26年4月）が見直されたことを踏まえるとともに、県政運営の基本方針である福島県総合計画「ふくしま新生プラン（平成24年12月）」の農林水産分野計画「ふくしま農林水産業新生プラン（平成25年3月）」第4章第7節に定める“環境と共生する農林水産業”の施策との整合性を図りつつ、第1期推進計画を見直し、新たな展開方向を盛り込んだ「福島県有機農業推進計画（第2期）」を策定しました。

2 推進計画の期間

この計画は、本県有機農業の復興・再生を図るため、平成27年度を初年度とし、上位計画「ふくしま農林水産業新生プラン（平成24年12月）」に合わせた平成32年度を目標年度とする6か年計画とします。

3 有機農業の推進に関する本県の取組経過と国・市町村の動向

(1) 本県における取組経過

年度	取組概要
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉地方に有機農業推進の担当職員を配置 ・「有機農産物生産システム確立事業」（～平成20年） …有機農業モデルほ場の設置による技術の実証や普及推進に着手
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・農業総合センターに有機農業推進室を新設 ・会津農林事務所に有機農業推進の担当職員を配置 ・「ふくしま型有機栽培等産地づくり推進事業」（～平成20年） …県内18カ所で有機農業の実証、地域に適した栽培体系の組み立てとその普及を図る ・福島県自らがJAS法に基づく登録認定機関となり、有機農産物の認定業務を開始
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・『「ふくしま型有機栽培」等推進技術資料』を作成
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機栽培の手引き～「ふくしま型有機栽培」等推進技術資料改訂版～」を作成
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機農業活用！6次産業化サポート事業」（～平成26年） …専門家のアドバイスや支援を得ながら有機農産物の販路確保対策に取り組む ・「水と土を守る！環境と共生する農業実践支援事業」（～平成24年） …県内に最大31か所の実証ほ及びモデル拠点ほを設置し、技術の普及や高位平準化、生産体制の整備を図る ・有機農産物の生産行程管理者数が102名となる（全国第5位） ・有機農産物の作付面積が282haまで拡大 ・「福島県有機農業推進計画」を策定
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・「広がる有機農業！農山村元気アップ事業」（～平成27年） …首都圏等の消費者等との交流事業を通して、本県の有機農業に対する理解促進や地域活性化を図る ・有機農産物の生産行程管理者数は82名となる（全国第7位） ・有機農産物の作付面積は219haとなった

(2) 国の動向

年度	取組概要
平成18年	・「有機農業の推進に関する法律」施行（12月）
平成19年	・「有機農業推進に関する基本方針」策定（4月）
平成23年	・「環境保全型農業直接支援対策」創設 …化学肥料及び化学合成農薬の施用を5割以上低減する取組とセットで、有機農業など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援策
平成26年	・「有機農業推進に関する基本方針」の内容見直し（4月） ・「環境保全型農業直接支援対策」が「日本型直接支払制度」のひとつとして位置付けられる
平成27年	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（多面的機能発揮促進法）」施行（4月予定） …「日本型直接支払制度」はこれに基づくものとして実施

(3) 市町村の動向

東日本大震災及び原発事故以前においては、有機農業等を推進するための協議会等の設置（12市町村）や、国の事業を活用した栽培実証ほ場の設置及び研修会の開催（2市1村）など、有機農業推進の積極的な取組が見られ、有機農業等に対する市町村の関心の高まりが見られました。

しかし、東日本大震災及び原発事故以降、多くの市町村では、震災復興や営農再開、風評対策などの取組を行う必要もあり、有機農業推進関連事業が縮小傾向にあります。

4 有機農業の推進に関する基本的な方針

(1) これまでの推進活動に基づく実績と課題

推進活動をスタートした平成16年当時、137haであった有機農産物の作付面積は、ピーク時の平成22年度には282haまで拡大し(※1)、有機JAS認定取得者数も38名から102名(全国5位)まで拡大してきました。

また、生産者の組織化については、有機農業の取組が盛んである安達地方や喜多方地方において新たに生産販売組織が設立されたほか、各地に技術研鑽を目的とした組織化やグループ化が進み、積極的に活動が展開されてきました。

しかし、平成23年3月の東日本大震災と原発事故以降、有機農産物の作付面積や有機JAS認定取得者数は年々減少し、平成25年度の実績では有機JAS認定取得面積219ha(※2)、認定取得者数83名(全国7位)となっている(詳細は参考資料P.20参照)ほか、放射性物質汚染などの風評も相まって、宅配や直販などの契約解消や卸販売業者等への出荷休止や中止など、これまで長年の努力により確保・拡大してきた販路を失う農業者も多く、個々の経営は基より有機農産物の主要な産地として危機的な状況になっております。

※1：平成23年4月1日現在の国集計面積は300haで全国10位に相当

※2：平成26年4月1日現在の国集計面積は213haで全国14位に相当

(2) 今後の推進活動に関する基本方針

本県有機農業の「東日本大震災及び原発事故からの早期回復」と「全国でも主要な有機農産物の生産県(オーガニックランドふくしま)としての産地再生」をスローガンに、以下の4点を重点方針に掲げ、6つの主要施策を展開します。

- 重点方針Ⅰ 「担い手確保と栽培面積の拡大」
- 重点方針Ⅱ 「組織間連携による産地力強化」
- 重点方針Ⅲ 「需要の創出による販路の拡大」
- 重点方針Ⅳ 「有機農業推進体制の整備と機能強化」

「重点方針と施策の展開方向の関係」

	応用的技術の実証・確立	有機農業者の確保・育成と実践支援	有機農業経営の安定に向けた販路の確保	有機農業に対する消費者等の理解促進	有機農業推進体制の整備	各地方の実態を踏まえた推進
重点方針Ⅰ	●	●			●	●
重点方針Ⅱ		●	●			●
重点方針Ⅲ			●	●		●
重点方針Ⅳ		●			●	●

5 有機農業の推進に関する施策の展開方向

(1) 応用的技術の実証・確立

●現状と課題

ア

(ア) 栽培技術は、農業者自らが様々な工夫や試みを行い、技術改善と向上に取り組むとともに、農業総合センター等の試験研究機関による技術開発をはじめ、県内各地にモデル実証ほを設置し「ふくしま型有機栽培」として技術の確立を行ってきました。

しかしながら、水稻の雑草防除技術など未解決の課題に取り組む必要があります。

(イ) 特に一般の栽培方法から有機農業へ転換した数年間は、地力やほ場の生態系形成が不十分なことなどから品質や収量が低下しがちです。有機農業の普及拡大には、こうした生産性の低さや不安定さなどの技術的課題を解決し、経営の安定化につなげる必要があります。

また、消費者が求める“美味しさ”や“品質が良い”というキーワードは非常に重要です。有機農業者の経営安定のためには、高品質・良食味を目的とした栽培技術確立も必要です。

(ウ) 各種ビタミンやミネラル、糖など、農産物の栄養成分は、品種や栽培方法、収穫時期など様々な要因により影響を受けるため、比較検討が難しいものです。このため、有機農産物と慣行栽培農産物の成分的な差についてはっきりした結果は出ていません。有機農業の普及拡大のためにも、県産有機農産物の栄養成分等について、基礎的な調査等を行っていく必要があります。

イ 本県では、原発事故以降、放射性セシウム吸収抑制対策を徹底し、農産物を生産しています。有機農業においても、水稻で吸収抑制対策技術の検証が進められています。今後、大豆やソバなどにおいても、吸収抑制対策技術の検証が求められています。

ウ 原発事故の影響により、県内においてはこれまでの耕畜連携体制が崩れ、稲ワラや家畜排せつ物等の有機性資源（たい肥など）の活用が滞るなど、結果として耕種農家側での地力低下も懸念されています。このことから、放射性物質の影響を考慮した上で、資源循環型有機農業を再構築し、地域内の有機性資源を効果的に循環利用することが重要です。

●施策の展開方向

ア より実用性の高い栽培技術の実証・確立

- (ア) 除草対策や施肥管理など、有機農産物の生産行程全体の技術体系化を目指し、これまで確立してきた基本技術を実用性の高い技術として実証や確立を進めます。
- (イ) これまで開発した栽培技術や、県内各地で検証した実証ほ等の技術の普及を図り、有機農業者の技術向上と生産安定化を支援します。
あわせて、農業総合センターでの試験、現地での実証なども行いながら、高品質・良食味の県産有機農産物の栽培技術確立を目指します。
- (ウ) 県産有機農産物の栄養成分にも着目し、その栄養価などについて基礎的な調査を行います。

イ 本県の課題に対応した有機農業技術の開発と普及

- (ア) 原発事故に由来する放射性物質の影響など、本県が直面している課題について、農業総合センターを中心に研究を進め、放射性物質対策技術の開発や検証を進めます。

ウ 地域の有機性資源の循環促進

- (ア) 放射性物質の影響を確認し、安全性を確保しながら(※)、稲ワラや家畜排せつ物等の有機性資源の活用を推進するとともに、緑肥作物の導入など地域の実態に応じた有機性資源の循環利用を促進することにより、地力の回復・向上に努めます。

※平成25年10月28日付け25農支第3225号「有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱について」に留意すること。

- (イ) 土壌診断に基づいた施肥及び有機性資源の活用に心がけ、地域ごとの状況に応じた土づくりを進めます。

(2) 有機農業者の確保・育成と実践支援

●現状と課題

ア

(ア) 新規の有機農業者は、特別栽培やエコファーマー等からの転換者は少なく、中通りや会津を中心に、農外や県外からのUターン・Iターンなどが多い傾向があり、若い有機農業者の活動も活発化しています。一方で、高齢のために作業等が困難となり、やむを得ず有機農業を辞めざるを得ない農家も見られています。

今後、新たな有機農業者を増やすため、新規就農希望者や新規就農者に対するきめ細かな支援対応が求められています。

(イ) 既に有機農業に取り組んでいる農業者の中には、農業経営基盤強化促進法に基づき認定農業者になっている方が徐々に出てきています。

地域の担い手となる有機農業者を育成する観点から、さらなる認定農業者への誘導と支援が必要です。

イ

(ア) 本県では、有機農業に関するニーズに対応するため、農業総合センター農業短期大学校において、有機農業研修を実施しています。しかし、回数の限られる講習であることから、有機農業の概要にとどまった内容とならざるを得ず、実習などプログラムの充実が課題です。

また、この他、新規就農者の技術レベルが安定するまでの間、継続的な技術指導など支援体制整備が必要です。

(イ) 新規参入者や新規就農者、慣行農業からの転換者を研修生として受け入れることができる農業者や生産組織等を増やすことが必要です。生産組織やグループは、様々な有機農業者が集まっているため、多くの品目や技術について生産から販売まで一貫して学ぶことができるため、研修生にとって重要です。

ウ 有機農業を実践するに当たっては、除草や害虫防除などの手間が多く、労働費がかかりがちです。このため、規模拡大や新規参入がしにくいのが現状です。有機農業の取組を進めるためには、その取組に対して直接支援する施策等が必要です。

●施策の展開方向

ア 有機農業者に向けた支援

(ア) 新規就農希望者や慣行農業からの転換者に対しては、公益財団法人福島県農業振興公社や市町村等、関係機関と連携し、きめ細かな就農相談や情報提供に努めます。

新規就農者に対しては、認定新規就農者制度及び国の青年就農給付金制度等の活用について誘導を図りながら、有機農業者として着実に定着できるよう、就農支援の体系化を図ります。

- (イ) 既に有機農業に取り組んでいる農業者に対しては、計画的な経営規模拡大や農業経営改善計画の作成支援により、認定農業者への誘導を行い、各種支援制度を活用しながら地域の担い手となる有機農業者の育成を図ります。

イ 研修体制の充実・確立と組織化推進

- (ア) 農業総合センター農業短期大学校における有機農業に関連したプログラムや研修等の充実を図ります。

また、農業総合センター有機農業推進室等においては、地域の先進的な有機農業者との連携により、本県において確立・検証された基礎技術について、研修会やセミナー等の開催により習得を支援します。

- (イ) 有機農業技術を習得するための実践的な研修が受けられるよう、受入農業者及び生産組織やグループ（先進的な有機農業者）を増やすとともに、受入体制の確立を図ります。

ウ 有機農業の実践支援

平成27年度から法制化により実施される「日本型直接支払制度」（環境保全型農業直接支払）の積極的な活用推進を図り、取組を支援します。

(3) 有機農業経営の安定に向けた販路の確保

●現状と課題

ア 本県の有機農業は、個人や小グループでの取組が多く、生産販売ロットが小さいため、定期的に一定量の取引を求める流通業者や実需者等に対して安定的に供給できる生産体制が十分に整っていないことが課題となっています。近年、新たな有機農業生産組織もできるなど、徐々に組織化が図られてはいますが、まだ点的な状況であることから、引き続き組織化を推進し、面的な取組にする必要があります。

イ 有機農業者は、自ら販路を開拓し、消費者との契約による直接販売、インターネットでの販売、専門業者への販売など、努力と工夫を重ねながら様々な形態で販売を行っています。

しかし、有機農産物の価値を理解し、価格が高くても購入する消費者や実需者を探し出すことは容易ではなく、販路の確保は、新たに有機農業に取り組む農業者や生産の拡大を図ろうとする有機農業者にとって大きな課題となっています。

その上、原発事故後は、県産農産物の出荷・摂取制限とその後の風評による買い控えや、一部契約を打ち切られる農業者が出たりするなど、県産有機農産物の販売は全体的に低迷しています。このことは、生産行程管理者数及び有機JAS認定面積の減少にもつながっており、事故の影響が深刻化しています。

一方で、東日本大震災を契機に、独自で積極的なPR活動を行い、新たな販路開拓につながったケースもあることから、これまで本県有機農業者と取引のあった実需者等に対しても、広く積極的なPR活動を行っていく必要があります。

ウ 県内における有機農産物の流通量は少なく、購入できる店舗は限られていることから、地元消費者にとって有機農産物を目にする機会は少なく、身近に購入できない現状があるため、地域内の流通量を拡大する必要があります。

エ 有機農業者の経営安定のためには、県内流通・消費を促進するための環境整備や、周年生産を目指した有機農産物の加工など6次産業化の取組支援等を行っていく必要があります。

●施策の展開方向

ア 有機農業者の組織化推進

(ア) 有機農業者同士が交流できる機会等を設け、有機農業者間の連携や組織化を促進します。また、生産品目の拡大や生産ロットの確保、販売を見据えた計画的な生産など生産販売体制を強化する取組を支援します。

イ PR・販路確保の取組強化

(ア) 有機農業者組織等が、各種PRや、実需者等との商談及び情報交換を行える機会を設けるなど、県産有機農産物の販路確保を支援します。また、県のアンテナショップなど積極的に活用し、首都圏等における情報発信の取組を支援します。

(イ) 「有機農産物」として販売するためには、有機JASの認定取得が必須です。このことから、県では、引き続きJAS法に基づく登録認定機関として有機JAS制度の啓発を進めながら、市場流通だけでなく加工品原料としての需要創出など幅広い販路開拓を推進します。

また、「環境と共生する農業」推進マークの普及推進と合わせ、“「環境と共生する農業」といえば福島”というイメージづくりを目指すとともに、安全・安心な農産物を求める消費者へ県産有機農産物をPRしていきます。

ウ 地域内流通の拡大

(ア) 地域内流通の拡大に向けて、インショップ^(※)や直売所等による県産有機農産物販売の取組を支援します。

※インショップ：大型店の売り場に比較的小規模の独立した店舗形態の売場を設置するもの。店内店舗。

エ 需要の創出と取引拡大

(ア) 有機農産物の加工品原料としての可能性を模索し、地元業者・企業等と連携した農商工連携による需要の創出・取引拡大を支援します。また、6次産業化による新たな有機農産物加工品の生産・販売を支援します。

(イ) 地元業者・企業等と連携し、宅配や提携、インターネットでの販売など新たな需要やその可能性について模索し、新たな販路の開拓を推進します。

(4) 有機農業に対する消費者等の理解促進

●現状と課題

ア

(ア) 本県で実施した消費者等を対象にしたアンケートによると（2009年度農業総合センター）、「有機農業」や「有機農産物」という言葉の知名度は比較的あるものの、具体的にどのようなものが有機農業及び有機農産物であるか、という点については理解が十分でない傾向があります。

本県では、「環境と共生する農業」の重要な柱として有機農業を推進していく観点から、その意義と必要性について理解促進を図っていく必要があります。

(イ) 原発事故以降、その影響による風評被害が甚大です。このため、県内外の消費者等に対して、県産有機農産物に関する正しい産地情報の発信が一層重要になっています。

イ 有機農産物の地域内流通を拡大するためには、有機農業者と消費者等とが互いの立場を理解し、支え合うことも重要です（産消提携）。しかし、震災後、その機会は十分とはいえない状況です。

●施策の展開方向

ア 消費者の理解と関心の増進

(ア) 本県の有機農業や有機JAS認定制度について、ホームページや各種パンフレット等を用いながら、消費者の理解促進を図ります。

(イ) 県内外の消費者等に対し、有機農産物を含む県産農林水産物の取組（放射性物質対策、農林水産物等緊急時環境放射線モニタリング等）について、わかりやすく正しい産地情報を発信します。

イ 有機農業者と消費者の相互理解の増進

(ア) 学校給食への本県有機農産物の提供や、食育、地産地消、産消提携、農業体験や都市農村交流等の活動と連携して、子ども達やその保護者、地元住民や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努めます。

(イ) 有機農産物の販売可能な各種イベント等の開催など、消費者と有機農業者とが直接交流できる取組を促進します。

(5) 有機農業推進体制の整備

●現状と課題

ア 現在、相双農林事務所、農業総合センター有機農業推進室、会津農林事務所等に有機農業推進の担当職員を配置し、県下全域を対象とした普及推進体制をとっていますが、各担当者は広域での活動となることから、各農林事務所や市町村等関係機関と連携を図っていくことが重要です。

イ 県内各市町村において、平成26年度末現在で、有機農業の推進体制が整備されているのは、59市町村中32市町村になっています（平成26年度「市町村における有機農業に関するアンケート調査」）。有機農業推進に当たっては、その取組の直接支援となる「日本型直接支払制度」（環境保全型農業直接支援対策）の申請窓口として市町村が位置付けられていることから、市町村の推進体制の整備は重要です。

●施策の展開方向

ア 本県の推進体制

有機農業の円滑な普及を図るとともに、生産現場における課題を把握し、試験研究による課題解決に反映するため、引き続き、農業総合センター有機農業推進室及び会津地方、中通り地方、浜通り地方を担当する有機農業担当を配置するとともに、各農林事務所及び関係者や市町村等の関係機関・団体との連携体制を強化します。

イ 市町村の推進体制整備への支援

地域の実情に応じた有機農業を推進するため、市町村における有機農業の推進体制の整備を働きかけるとともに、推進に必要な情報の共有化や「日本型直接支払制度」（環境保全型農業直接支援対策）の推進について連携を強化します。

(6) 各地方の実態を踏まえた推進

●現状と課題

ア 中通り地方

(ア) 水稻では、長年有機栽培に取り組んできた農業者を中心に作付けが行われています。しかし、有機栽培水田の中には、雑草の多発により減収している事例が見られ、対策が必要となっています。

(イ) 園芸作物等では、長年有機栽培に取り組んできた農業者に加え、新規参入者等による新たな取組も見られます。それぞれの農業者の作付面積は大きくありませんが、共同販売のための組織も設立されています。

しかしながら、東日本大震災を機に失った販売先は未だに回復していないことから、新たな販路や販売単価の確保が課題となっています。

イ 会津地方

(ア) 基幹作物である水稻を中心に、土地利用型作物としてそばの作付が定着しています。特にそばは、水田転作や遊休農地の活用という視点からも重要な作物となっています。

(イ) 園芸作物等を栽培している農業者は、共同販売のための組織化が図られています。また新規参入者の多くは園芸作物を中心とした経営を行っており、共同販売組織が新規参入者の受け皿となっています。

有機農産物等は、これまでは産消提携のなかで取引・販売されてきましたが、最近は取引数量の減少や価格の低迷が続いており、新たな販路の確保や需要の創出が課題となっています。

ウ 浜通り地方

(ア) 東日本大震災及び原発事故では、沿岸部を中心に甚大な被害が発生し、津波被災地域や双葉郡の6町村、飯館村、南相馬市小高区の全住民が現在も避難生活を余儀なくされており、地域の生活、農業の生産環境は大きく様変わりしました。

津波被災地域では、相馬地域、いわき地域を中心にながれき撤去、除塩、基盤整備事業の実施などにより徐々に営農再開は進んでいます。放射性物質の影響を大きく受けている双葉地域では、広野町、川内村において営農再開していますが、いまだに再開できない地区も多くあります。

(イ) 有機農業は、放射性物質対策資材の問題等により、有機JASの認定による生産が継続できなくなった地区もあり、影響の少ない地区においても生産は継続しているものの、風評被害による販売不振などによ

り、栽培面積、農業者数が大きく減少しています。

- (ウ) このようなことから、放射性物質の技術対策、風評被害対策と併せて担い手の確保による生産の回復が大きな課題となっています。

●施策の展開方向

ア 中通り地方

- (ア) 水稲については、課題である雑草対策について、実証ほ等を活用しながら効果的な除草対策を検討し安定生産を図るとともに、実需者への理解促進活動を通じて販売に結びついた生産を促し、面積の拡大を支援していきます。

- (イ) 園芸作物及び大豆等では、新たな共同販売組織の設立により、組織として品目や面積をまとめることができるようになりました。このため、年間を通じて有機農産物を安定して供給できるよう、共同販売組織内での効率的かつ計画的な作付けや面積の拡大、施設化等による品目・生産量の拡大に向けた支援をしていきます。

また、長年有機栽培に取り組んできた農業者は、優れた栽培技術を有していることから、これらの栽培技術を新規参入者等に継承し、栽培技術の高位平準化を図られるよう支援します。

併せて、新たな販路開拓や販売単価確保に向け、農商工連携や6次産業化の取組を支援していきます。

イ 会津地方

- (ア) 水稲については、会津米のブランド力向上とともに、新たな需要を創出し実需者と連携した契約栽培（酒米）の生産拡大を支援していきます。また引き続き水田の利活用と耕作放棄地対策も合わせた有機そば栽培について積極的に推進します。

- (イ) 園芸作物等の生産組織間の連携を強化し、品目や販路拡大等産地力の強化を図るとともに、新規就農者や、慣行農業からの転換者など有機農業者の育成・確保に取り組めます。

ウ 浜通り地方

- (ア) 環境保全型農業の理解促進を図り、これまで培われてきたエコファーマーや特別栽培の実績を足がかりに、有機農業の導入を支援します。

- (イ) 将来を見据えて、水田の大型ほ場を想定した水稲除草技術の体系化等により、生産拡大を目指します。

- (ウ) 放射性物質対策について、有機栽培で使用できる吸収抑制資材の活用や生産物の安全性PRに取り組むとともに、農業者間の連携や生産販売組織の活動強化を支援します。

6 有機農業推進に関する目標と評価

(1) 推進目標

目標1 有機栽培面積の拡大と人材の育成

有機農業者の人材育成に積極的に取り組むとともに、生産行程管理者の拡大と連携強化に取り組むことにより、有機農産物の作付面積の回復・拡大を目指します。

目標に関する指標	現状 (H25年)	目標 (H32年)
有機栽培面積	364ha	400ha
うち有機農産物の作付面積(※1)	219ha	325ha以上
生産行程管理者数(※2)	83名	102名以上

※1 有機農産物の作付面積：JAS法に基づき、農林水産大臣が認めた認定機関から認定を受けた面積

※2 生産行程管理者：JAS法に基づき、有機農産物の栽培計画立案から施肥、病害虫防除など生産の全ての管理者として、農林水産大臣が認めた認定機関から認定された者。

目標2 有機農業の産地化に向けた生産販売組織の育成

実需者、消費者等と定期的に一定規模の取引を行う有機農業の生産販売組織を育成します。

目標に関する指標	現状 (H25年)	目標 (H32年)
有機農業の生産販売に取り組む組織数	9組織	15組織
年間販売額(※)が500万円以上の組織数	8組織	14組織

※組織において把握できる販売額

目標3 有機農業推進体制の整備

有機農業を普及するためには、生産、流通、消費に係わる関係者の理解と協力を得ながら推進していく必要があることから、県は、農業者、農業団体、流通関係者等との連携体制を整備するとともに、市町村における有機農業の推進体制について、体制を整備した市町村数が50以上になることを目指します。

目標に関する指標	現状 (H25年)	目標 (H32年)
推進体制を整備(※)した市町村数	32	50以上

※下記を満たす市町村。

- ・有機農業を担当する職員を配置（専任に限らない）。
- ・地域の有機農業者について把握している。
- ・有機農業を行おうとする新規就農希望者等から相談があった場合に対応できる。

(2) 評価

本計画に基づく施策の実施成果と目標に対する実績について、年一回評価するとともに、中間年次の3年目に中間評価を行います。中間年次の実績や課題に応じ、後期3か年の施策内容について変更を行うことが出来ることとします。

最終年度の平成32年度には、6か年間の実績について総括評価を行います。